

◎新潟県告示第796号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、長岡市の三島郡北部土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和6年7月9日

新潟県長岡地域振興局長

1 退任

理事 長岡市寺泊木島203番地4 菅沼 敏則

退任年月日 令和6年6月24日